

宮崎県道路公社定款

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 役員及び職員（第6条－第12条）

第3章 業務及びその執行（第13条・第14条）

第4章 道路の整備に関する基本計画（第15条）

第5章 基本財産の額その他資産及び会計（第16条－第22条）

第6章 雑則（第23条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この道路公社は、宮崎県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行なうこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この道路公社は、宮崎県道路公社（以下「道路公社」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 道路公社の設立団体は、宮崎県とする。

（事務所の所在地）

第4条 道路公社は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

（公告の方法）

第5条 道路公社の公告は、宮崎県公報に掲載して行なう。

第2章 役員及び職員

（役員）

第6条 道路公社に、役員として、理事長1名、副理事長1名、理事2名以内及び監事2名以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第7条 理事長は、道路公社を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、道路公社を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して道路公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して道路公社の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。
- 4 監事は、道路公社の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは理事長、国土交通省九州地方整備局長又は宮崎県知事に意見を提出することができる。この場合において、国土交通省九州地方整備局長に意見を提出したときは、遅滞なく、その内容を宮崎県知事に、報告しなければならない。

(役員の任命)

第 8 条 理事長及び監事は、宮崎県知事が任命する。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が宮崎県知事の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第 9 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(役員の兼任の禁止)

第 10 条 理事長、副理事長又は理事は監事を、監事は理事長、副理事長又は理事を兼ねることができない。

(職員の任命)

第 11 条 道路公社の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の兼職の禁止)

第 12 条 役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

第 3 章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第 13 条 道路公社は、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行なう。

- (1) 宮崎県の区域及びの周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路 (道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 3 条に規定する道路のうち高速自動車国道を除く。以下第 15 条において同じ。) の新設、改築、維持、修繕、道路法第 13 条第 1 項に規定する災害復旧その他の管理を行なうこと。
- (2) 国、地方公共団体、西日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社 (以下「国等」という。) の委託に基づき前号の道路の管理と密接な関連のある道路 (道路法第 3 条

に規定する道路をいう。以下第6号において同じ。)の管理を行ない、又は委託に基づき土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業のうち地方道路公社法施行令(昭和45年政令第202号。以下「施工令」という。)第3条で定めるものを行なうこと。

- (3) 第1号に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行なうこと。
- (4) 第1号の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他施工令第4条で定める施設の建設及び管理を行なうこと。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。
- (6) 前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうこと。

2 道路公社は、前項の業務のほか、宮崎県知事の認可を受けて、次の業務を行なう。

- (1) 前項第1号の道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他施工令第5条で定める施設(以下「事務所等」という。)を建設し、及び管理すること。
- (2) 委託に基づき、前項第1号の道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し、及び管理すること。
- (3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

(業務方法書)

第14条 道路公社の業務の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 道路の整備に関する基本計画

第15条 道路公社は、次の路線に係る道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。

路線名	管理の区間
県道宮崎インター 佐土原線	宮崎市昭栄町付近から同市佐土原町下那珂付近まで 宮崎市田代町付近から同市大字郡司分字西山崎付近まで
県道日知屋財光寺 線	日向市大字日知屋字櫛の山付近から同市大字財光寺字下ヶ 浜付近まで

第5章 基本財産の額その他資産及び会計

(基本財産の額)

第16条 道路公社の基本財産の額は298,700万円とし、宮崎県が出資する。

(事業年度)

第17条 道路公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等の作成)

第18条 道路公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、宮崎県知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第19条 道路公社は、毎事業年度の決算を翌年度5月31日までに完結しなければならない。

(財務諸表及び決算報告書)

第20条 道路公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後2箇月以内に、財務諸表を作成し、監事の監査を経て宮崎県知事に提出しなければならない。

2 道路公社は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに、地方道路公社法施行規則(昭和45年建設省令第21号)第16条及び第17条で定める事項を記載した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第21条 道路公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

2 道路公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第22条 道路公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債、地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- (3) その他国土交通省令で定める方法

第6章 雑則

(運営に関する細則)

第23条 道路公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、道路公社の設立の日から施行する。

(最初の役員任期)

2 道路公社の最初の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、それぞれ任命権者が定める。

(最初の事業年度)

3 道路公社の最初の事業年度は、第17条の規定にかかわらず、道路公社の設立の日から昭和47年3月31日までとする。

(最初の事業年度の予算等)

4 道路公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、道路公社の設立後、遅滞なく、宮崎県知事の承認を受けなければならない。

(役員の任期)

5 この改正は、昭和56年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

6 施行日の前日において現に役員の職にある者の任期は、この改正による改正後の第9条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この定款は、平成6年8月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年1月17日から施行する。